

# 奈良市ニホンジカ適正管理事業実施計画

## 【奈良県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）】

(令和3年5月1日から令和4年3月31日まで)

### 1 背景及び目的

奈良市（平成17年4月の合併前の区域）一円に生息するニホンジカ（以下、「シカ」という。）は、国の天然記念物に指定され、多くの人に親しまれている一方で、農作物被害などの軋轢が生じている。

奈良県では、管理地区（D地区）を奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画に基づき、平成29年度以降、管理地区（D地区）のうち旧奈良市域（平成17年4月の合併以前の範囲）を対象に、農業被害低減のための加害個体の捕獲を実施している。また、被害低減対策の効果を検証するため、農業被害モニタリング等を実施しているが、いまだ被害の低減は大きく見られていない状況である。

このことから、引き続き農林業被害、森林生態系への影響、生活環境被害等の軋轢を許容レベルまで低減をはかるため、「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、ニホンジカの捕獲を実施する。

### 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

### 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
奈良市	
田原地区	
精華地区	
東市地区	令和3年5月1日～令和4年3月31日
帯解地区	（うち 捕獲作業を行う期間）
東里地区	令和3年5月1日～令和4年3月31日
大柳生地区	
狭川地区	
柳生地区	



事業実施区域

奈良市

田原地区

精華地区

東市地区

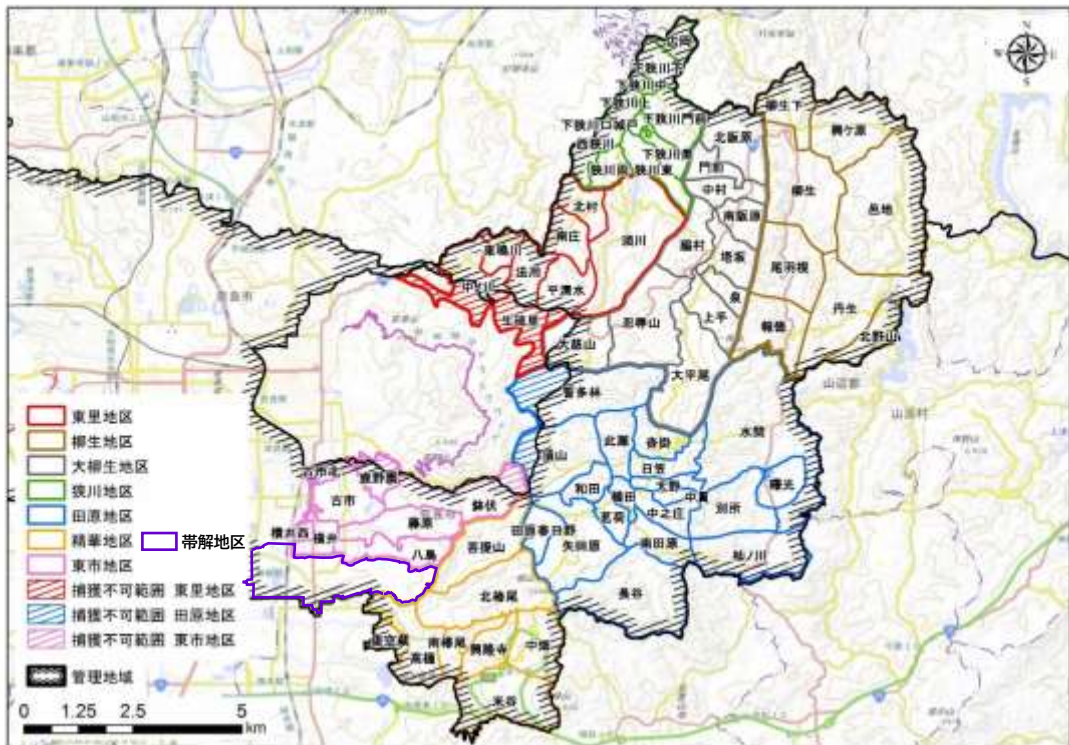
帯解地区

東里地区

大柳生地区

狭川地区

柳生地区



4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
奈良市			
田原地区	奈良市 横田町 ほか	奈良市東部、大和高原の北部に位置する。農業が盛んな地域であり、農業振興地域に指定されている地区を多く含み、シカの生息密度が高く、かつ農業被害意識が高い地域であるため、捕獲を行う。	
精華地区	奈良市 高樋町 ほか		
東市地区	奈良市 鹿野園町 ほか		
帯解地区	奈良市 山町 ほか		
東里地区	奈良市 須川町 ほか		
大柳生地区	奈良市 忍辱山町 ほか		
狭川地区	奈良市 狭川東町 ほか		
柳生地区	奈良市 柳生町 ほか		

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
奈良市	ニホンジカ捕獲数160頭
田原地区	
精華地区	
東市地区	
帯解地区	
東里地区	
大柳生地区	
狭川地区	
柳生地区	

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
奈良市	わな猟（箱わな くくりわな等）	箱わな 50基程度 くくりわな 100基程度
田原地区		
精華地区		
東市地区		
帯解地区		
東里地区		
大柳生地区		
狭川地区		
柳生地区		

## ② 作業手順

### 【関係機関との調整】

必要に応じ、関係市町村との協議や利害関係人からの意見聴取を行うとともに、わな猟の設置にあたっては土地所有者の了解のうえわな架設を行うなど、関係機関との合意形成を図る。

### 【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定指定管理鳥獣捕獲等事業者等に事業を委託し、捕獲等を実施する。

### 【安全管理】

受託者が下記の安全管理を講じるように適切に監督する。

- ① 安全教育、訓練等の実施
- ② 安全管理体制の構築

### 【捕獲個体の回収・処分方法】

地形等の関係から回収が不能な場合を除き、捕獲した個体は搬出し、適切に処分する。

なお、搬出が困難な場合は、適切に埋設する。

### 【錯誤捕獲への対応方針】

ツキノワグマなどが錯誤捕獲された場合。受託者は速やかに県に連絡し、その指示に従うものとする。

### 【捕獲事業の収集・評価】

受託者から、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所、捕獲個体のサイズ、妊娠の状況等を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業評価を行う。

## (2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない

## (3) 夜間銃猟に関する事項

実施しない

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

### 【実施主体】

奈良県

### 【実施方法】

委託

### 【委託の範囲】

ニホンジカの捕獲

### 【想定される委託先】

県猟友会 及び 指定管理鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・事業実施にあたっては、十分に周知を行い、事故等の発生がないように万全を期す。
- ・必要に応じ事業実施区域周辺に注意を促す看板等を設置し、山菜採りや登山等で入山した住民の安全を確保する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・静穏の保持を目的として指定された特定猟具使用禁止区域（猟銃）内で、やむを得ず発砲する場合は、発砲回数を必要最小限にするなど、静穏の保持に配慮する。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及びその他の関係法令を遵守するものとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。

(3) 地域社会への配慮

- ・くくりわな等を設置する際には、標識を見やすい場所に表示するなど、地元住民や入林者への被害防止対策を徹底する。